

竹島の日本地図についての 韓国側報道に対する反論(1)

—1905年編入後から1945年までの
日本地図について—



船杉 力修
(島根大学准教授)

- 1 はじめに
- 2 1936年陸地測量部「地図区域一覧図」について（以上、本号）
- 3 1931年『日本歴史地図』について（以下、次号掲載予定）
- 4 おわりに

1 はじめに

韓国側ではほぼ毎日のように竹島問題の報道がなされている。そのなかでも韓国側の領有権の根拠となる新資料が発見されたという報道が度々みられるが、そうした報道でみられる資料のほとんどが日韓双方の古地図に関するものである。しかしながら、国際法が専門の荒木教夫氏の論文によれば、「地図が、附属する条約の本文と一体化することによって、条約の不可分の一部として利用されるとき、または一定の地図が国境画定条約の基礎として指定されているとき等の地図は、一次的証拠としての性質を有するものといえる。こうした地図は、他の如何なる地図にもまして、最優先の証拠として扱われる。(略) …この他の地図は、国際裁判において、せいぜい二次的証拠としてしか扱われてこなかったものであり、伝聞証拠としての価値を持つものとしか扱われなかった。地図に対する信頼度の低さが、地図の評価を左右しているといえる¹⁾」としている。

さらに韓国側の報道でも、李前大統領の竹島訪問直後の2012年8月17日のハンギョレ紙の『『古地図に独島は私たちの地』国際裁判では力使えない』と題する記事において、国際司法裁判所におけるタイーカン

1 荒木教夫「領土・国境紛争における地図の機能」『早稲田法学』74巻3号、1999年。

ボジア、マレーシア-インドネシアの判例をふまえて、「国際司法裁判所は紛争地域が、過去どの国に近かったのかを意味する「歴史的権源」より、その地域に対して相手国が何の問題提起もしないなかで、継続的で平和的な主権行使をしてきた事実を、領有権紛争の重要な判断基準にしている。これは国内のマスコミが独島がわが国の領土であることを示す決定的な証拠として、時々提示する古地図が独島問題を扱うのは、あまり重要な要素ではない場合があることを意味するものだ。またわが政府が半世紀以上独島を実効支配してきたことは事実だが、日本が一国の実効支配の効力を否定することができるため抗議をしてきたことも事実だ²⁾」としている。すなわち、国際司法裁判所において、領有権の根拠として古地図はあまり重要な証拠とはならないということを両者は指摘している。

とはいえ、韓国側の報道だけでなく、2006年に島根県竹島問題研究会で調査した鬱陵島の独島博物館、そして近年開館したソウルの独島体験館においても、韓国側の竹島の領有権の根拠として日韓双方の古地図が多く展示されているのが現状である。筆者はこれまで韓国側の古地図、西洋作製の古地図、そしてわが国の古地図のうち、江戸時代の長久保赤水、林子平などの古地図について、近代の政府刊行の地図について、竹島の記載内容を考察してきた³⁾。

本稿はそれに続くものとして、わが国が刊行した地図のなかでも、最近韓国側の報道で出てきた1905年の竹島島根県編入後から1945年までの地図について、歴史地理学の視点から反論を行うものである。本稿で取り上げる地図は、2012年10月24日付韓国・聯合ニュースで報道された1936年の「地図区域一覧図」と、2013年3月1日付の韓国・YTNニュースで報道された1931年の『日本歴史地図』である。

2 2012年8月17日付韓国・ハンギョレ紙「古地図に独島は私たちの地」国際裁判では力使えない-歴史的権原は重要な問題でない場合も…韓国が半世紀の間実効支配したが…日本も着実に異議申し立て」<http://www.hani.co.kr/arti/politics/diplomacy/547540.html>

3 拙稿「絵図・地図からみる竹島-韓国側の史料を事例として-」『竹島問題に関する調査研究中間報告書』、2006年、同「絵図・地図からみる竹島(Ⅱ)」『竹島問題に関する調査研究最終報告書』、2007年、同「絵図・地図からみる竹島(Ⅲ)」『竹島問題に関する調査研究報告書 平成19年度』、2008年。

2 1936年陸地測量部「地図区域一覧図」について

まず、電子版の記事のため、今後削除される可能性があるので、2012年10月24日付の記事を引用することとしたい⁴⁾。

「独島は韓国の地」立証 日本政府公式地図復元

http://img.yonhapnews.co.kr/photo/yna/YH/2012/10/24/PYH2012102404340001300_P2.jpg

「独島は韓国の地」立証 日本政府地図復元

(ソウル=聯合ニュース) 独島が我が国の領土であることを立証する日本政府の地図が復元された。この地図は1936年日本政府が発行した「地図区域一覧図」で、第2次世界大戦直後、連合軍が独島をわが国の領土で認めるのに決定的な役割をした地図だ。国家記録院は5ヵ月あまりの作業の末、独立記念館が依頼した「地図区域一覧図」の復元作業を終えたと24日明らかにした。地図区域一覧図は、製作当時両面に印刷されたが、裏に紙を加えて額縁を作って元の姿を確認することができない状態だった。

記録院は地図の裏に加えた紙を除去して保存用フィルムの間に記録を入れて、超音波で縫合して元の地図の状態に復元した。写真上は復元前(左側)後の表面、下は復元前(左側)後の裏面。

2012.10.24<< 行安部 >>photo@yna.co.kr

国家記録院、1936年日本発行地図区域一覧図復元終えて

「独島を朝鮮区域に明確に線を引いて表示」

(ソウル=聯合ニュース) イ・ユル記者=独島がわが国の領土であることを明確に表示した1930年代日本政府の地図が復元された。

この地図は1936年日本政府が発行した「地図区域一覧図」で、第2次世界大戦直後、連合軍が独島をわが国の領土と認めるのに決定的な役割をした地図だ。

4 2012年10月24日付・韓国聯合ニュース「「独島は韓国の地」立証 日本政府公式地図復元」<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2012/10/24/0200000000AKR20121024098700004.HTML?1183>

国家記録院は、5ヵ月あまりの作業の末、独立記念館が依頼した「地図区域一覧図」の復元作業を終えたと24日明らかにした。

地図区域一覧図は、日本政府の地図製作機関である陸軍参謀本部直属の陸地測量部が製作したもので、日本と日帝の占領地域だった朝鮮と台湾、北海道などを区域別に表記している。

特に朝鮮区域には、独島と鬱陵島を一緒に正確に表記して、朝鮮区域と日本区域を区分する線を太く描いておいて、日本政府が独島をわが国の固有領土と認めた核心的な記録のなかの一つとして評価される。

この地図は、書誌学者イ・ジョンハクさんが1988年独立記念館に寄贈した。

地図区域一覧図は、製作当時両面に印刷されたが、裏に紙を加えて額縁を作って、元の姿を確認することができない状態だった。

記録院は、地図の裏に加えた紙を除去して、保存用フィルムの中に記録を入れて、超音波で縫合して、元の地図状態に復元した。

独島学会シン・ヨンハ会長（蔚山大碩座教授）は、「地図区域一覧図は、1945年8月15日、日帝が敗亡して、連合国が日帝の植民地を解体する時、独島をわが国の固有領土として認めるのに重要な根拠となった」と話した。

韓国古地図研究学会イ・サンテ会長は、「この地図を発行した陸地測量部は、日本の陸軍参謀本部直属で、日本政府の公式機関」とし、「日本政府が公式発行した地図に独島を朝鮮領土に含めたのは、日本が公式に独島をわが国の固有領土とみなしたものとみることができる」と説明した。

独立記念館は地図を近いうちに展示する予定だ。

yulsid@yna.co.kr

2012/10/24 12:00 送稿

報道にあるように、昭和11(1936)年陸地測量部発行の「地図区域一覧図」には、「竹島」が、「鬱陵島」の南東におかれ、「朝鮮」区域にあるように見える【図1・図2】。ここで、まず焦点となるのは、この記載が果たして、竹島が行政上、朝鮮の領域に入っていたことを示すのか

どうかである。

朝鮮総督府編纂・発行『朝鮮事情 昭和12年版』(昭和11(1936)年12月27日発行)をみると、p.1「1. 総説」の「地勢」に、朝鮮の範囲として、「東経百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒に位し」とし、東限を東経130度56分としている。同じく朝鮮総督府編纂・発行『朝鮮地誌資料』(大正8(1919)年3月15日発行)のp.1「第一大勢」の「第一表 朝鮮半島極端経緯度」と比べると、朝鮮の極端経緯度は一致しており、ここでは極東は、「慶

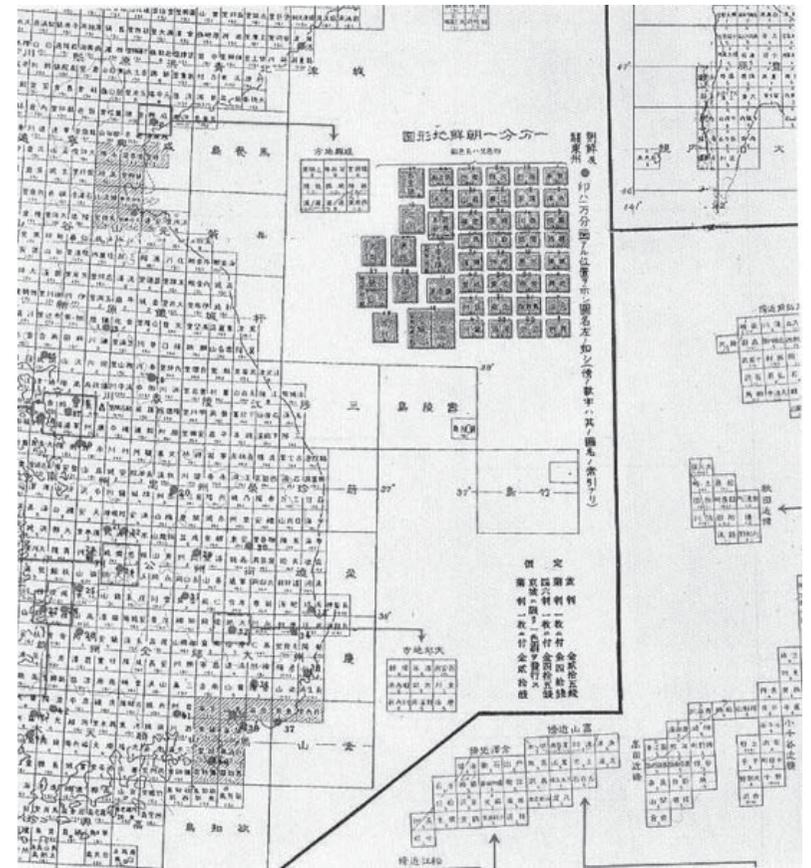


図1 「陸地測量部発行地図区域一覧図」(部分) (昭和11年)